

## 佐賀県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年三月二日

佐賀県知事 古 川 康

### 一 施行者の名称

神崎市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

神埼都市計画下水道事業 神崎市公共下水道

### 三 事業施行期間

平成十年一月十二日から

平成二十七年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十年佐賀県告示第十四号、平成十年佐賀県告示第六

百十一号、平成十六年佐賀県告示第二百五十八号及び平成十

六年佐賀県告示第六百三十七号の事業地に神崎市神埼町田道

ヶ里字平六本松及び字平七本松、鶴字柳ノ三、字日出町、字

鶴籠、字縦縁、字今鶴、字秀鶴、字前田、字郷境、字祇園松

及び字土井外、横武字川口、字実元及び字一本松、本告牟田

字一本柳、字二本柳、字三本柳、字五本柳、字六本柳、字二

本杉、字三本杉、字四本杉、字東池辺田、字西池辺田、字八

本松、字九本松、字一ノ鶴及び字二ノ鶴、姉川字六本杉、字

七本杉、字九本杉、字十本杉、字十一本杉、字十二本杉、字

十一本松、字十二本松及び字十四本松並びに竹字井樋尻及び

字村副を加え、同町本掘字寒波、字雨城、字土井副、字朝日、  
字三本松、字四本松及び河東、田道ヶ里字駅一本松、字田二本  
松、字平五本松、字平八本松、字一ノ折及び字二ノ折並びに鶴  
字柳ノ二及び字枝刈地内において事業地を変更する。